

《観光文教委員会（令和3年4月30日）》

〈要旨〉

- ・サピエ図書館について
- ・市立センター校の難聴学級について
- ・学校の避難訓練について
- ・教職員の名札の着用とスニーカー履きについて

〈会議録〉

無所属の林政行です。よろしく申し上げます。

2月9日の観光文教委員会において、読書バリアフリー法に関連し、視覚障害者の方々からの奈良市の図書館に対する「サピエ」を導入してほしいとの声に対して、導入の可否を含め調査を要望していました。

そこで、教育委員会としてどのような調査検討をされたのか、中央図書館長お聞かせください。

▷「サピエ」は、視覚障がい者や活字による読書に困難のある人が利用できる、点字データや音声デジータ、また、暮らしに役立つ身近な情報などを提供するITネットワークのことです。

▷「サピエ」を個人で利用する場合、データダウンロードは無償ですが、再生機器などの用具は個人負担となります。図書館等の施設がサピエを活用する場合、利用される障がい者それぞれの特性やニーズに応じ、提供方法の検討や整備が必要となります。

▷サピエの導入状況を調査したところ、視覚障がい者の個人会員だけでなく、様々な団体が利用しており、近隣では国立国会図書館や奈良県視覚障害者福祉センター、天理大学、田原本町立図書館等が導入しています。

▷本市では視覚障がいをお持ちの方に対し、従来より大型活字本や朗読テープ、拡大読書鏡の提供のほか、さわる絵本などを取り入れています。

▷また、昨年度にはオーディオブックや電子書籍システムを導入しました。

▷今後も、こういったICTを活用したサービス提供の充実を図り、視覚障がいをお持ちの方が利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えています。

サピエ図書館は、個人でも利用はできますが、まだまだ敷居が高いものとなっています。

また、サピエ図書館は現在約8万人が利用されておられますが、公開されている資料等から、この利用者数は決して多い利用者数ではなく、潜在的にはもっと多くの利用者が考えら

れ、市民に身近な公共図書館がサピエ図書館を導入することで、その潜在的な利用者数の掘り起こしとなることから、公共図書館が果たす意義は非常に大きいものと考えます。

このことについては、同様の趣旨でサピエ図書館を運営されている全国視覚障害者情報提供施設協会からも公共図書館に求められていることでもあります。

これらのことから、サピエ図書館を奈良市に導入する意義は非常に高いものでありますので、サピエ図書館の導入をまず要望します。

サピエ図書館は、視覚障害者に限らず、視覚による表現の認識が困難な人達が対象となっています。

答弁ではその方々のために、オーディオブックや電子書籍システムを導入しているとされていますが、ではその対象の方々に、公共図書館からサービスの案内等はアプローチされたのでしょうか。使い方講座を開催することも一つのアプローチの手段であります。そのことにより、サピエ図書館のように、当事者が使い勝手の良いような設計になっているのかなど、公共図書館が気付けていない視点も見えてきます。

その意味では、図書館の相談窓口に「オーディオブックや電子書籍の相談を受けます」と貼っておくことも、効果的な手段ではと考えます。

また、今後もこういった ICT を活用したサービス提供の充実を図り、視覚障がいをお持ちの方が利用しやすい環境を整えていくとのことでもあります。現在の公共図書館の環境でも具現化・具体化など、できる取組はあり、それは公共図書館の役割を鑑みれば、早急に取り組まなければなりません。

ディスレクシアのある人や視覚障害のある人の読書のサポートや、集中して読書をしたい人などに向けた読書補助具に、リーディングトラッカーがあります。これは比較的安価でありますので、公共図書館や学校図書館にあって然るべきものです。

また、奈良県立図書情報館や小平市立図書館など多くの公共図書館には、奈良市立図書館のホームページには存在しない、ハンディキャップ向けのページがあります。

付け加えれば、奈良県立図書情報館では、視覚障害者の方にもデイジー図書等の郵送の貸し出しサービスも行っています。

このようなことを早急に取り組んでいただくことを要望するとともに、私は、現在の専従司書の中にも、ハンディキャップのある方の潜在的知識や技能を有する人や熱意のある人はいると思っていますので、その方々が負担なく、計画的にその潜在意識を発揮できる環境を整えられる仕組みづくりの構築を館長に要望します。

次に、奈良市には、難聴学級や通級指導教室でセンター校を設定していますが、その理由を教育部長お聞かせください。

▷難聴学級や通級指導教室での指導は、専門的な施設や設備、指導が求められます。そのため、本市では、センター校を設置し、例えば、防音などの設備やより専門性の高い教員を配

置するなど、適切な指導ができる環境として整え、教育の充実を図っています。

例えば、聴覚障害の生徒には、三笠中学校が市立センター校の難聴学級となっておりますが、三笠中学校に設置した経緯と最適と判断された理由を教育部長お聞かせください。

▷昭和53年、椿井小学校の難聴学級在籍児童が中学校へ進学する際に三笠中学校に難聴学級を開設しました。センター校を三笠中学校としたのは、椿井小学校からの進学先であったこと、また立地的に市内各地からの通いやすさを考慮してのことです。

三笠中学校に市立センター校の難聴学級が設置されてから、多くの年月が経っています。この多くの年月が経った間に、特別な支援を必要とする児童生徒の環境も大きく様変わりしています。

これまでも定期的に三笠中学校の設置で最適かどうか、現状で何かしらの不都合がないかなどの検討をされてきたかと思います。そのことについて、教育部長お聞かせください。

▷先ほど答弁しましたとおり、立地的な通いやすさに加え、ハード面として椿井小学校や三笠中学校には防音設備を整えており、補聴援助の機器についても新しいものに随時更新しております。

▷また、ソフト面でも、指導にあたる教員の専門性の高さに加え、ICT機器等を活用した視覚情報での提示など、聴覚障害のある児童生徒にとって最適な環境となるよう努めています。今後も更なる充実を図ってまいります。

難聴をお持ちの児童生徒に限らず、他の障害をお持ちの児童生徒も同じですが、健常の児童生徒と比較すると、よりきめ細やかな配慮が必要であることは言うまでもありません。

また教育委員会と学校は、保護者の声を聞き、よりきめ細やかな配慮をすることで、児童生徒のより良い学校生活・学校環境に繋がっていきます。

しかし保護者の立場からすると、保護者から学校に発信や要望を行うことはなかなか敷居が高いことであります。

そこで、教育委員会と学校と保護者が対等な立場で話し合える・意見を言える機会や場はあるのか、三笠中学校を例に教育部長お聞かせください。

▷保護者の声に耳を傾け、寄り添うことは学校と家庭の信頼関係を築く上でとても重要であると考えています。難聴学級を含む特別支援学級においては、児童生徒一人一人の個別の教育支援計画を保護者とともに作成しています。

▷例えば三笠中学校では、年に2回程度、個人懇談を設定し、学習のみならず、学校生活全般についても教職員と保護者が話し合う場を設定しています。こうした中で、障害の状態や

児童生徒、保護者の意向を捉えながら、子どもも保護者も不安を感じることなく、その願いの実現に向けて学校と教育委員会が連携を深め、ともに取り組んでいきたいと考えています。

今回は、難聴のお持ちの児童生徒に絞って質問させていただきました。

私は市立センター校の難聴学級が三笠中学校に設置されていることについて、ハード面で防音設備の部屋があることは大きな特徴であるとは思いますが、その部屋を利用しない時間もあるかと思しますので、現在の三笠中学校の学校規模で、その部屋を利用しない時間も難聴の生徒が他の生徒と変わらない支援環境をしっかりと整えることができるのか、疑問であります。

私が疑問を持つということは、これから中学生となる難聴を持つ児童や保護者はもっと不安が大きいと思います。

だからこそ、教育委員会と学校は、難聴を持つ児童とその保護者の意向を汲み取り、難聴学級が三笠中学校にしかないのだから、その選択肢しかないのではなく、あらゆる選択肢を児童と保護者に提供しなければなりません。

具体策の一つとして、三笠中学校がセンター校と位置付けられているのは、防音設備の部屋があることが一番であります。その他のハード面やソフト面は他の学校でも十分整えられることであります。それらを考えると、難聴にも程度はありますが、防音設備の部屋はないけれど、その他の理由で地元の方がその児童にとっては最善と考えられることもあります。そのような時には、児童や保護者の声を聞いてから提案するのではなく、学校・教育委員会から示していただくよう要望します。

何故それを言うかと言いますと、難聴や障害を持つ児童生徒や保護者の中には、学校や教育委員会に感謝しておられる方もおられます。感謝があるばかり、ここまでしていただいたのだから、ここは我慢すべきと思っておられる方もおられます。

でも我慢することは間違いで、我慢してしまえば、その児童生徒の可能性を閉ざし、教育の機会を奪うことに繋がりがかねませんから、決して良いことではありません。

しかし現実には我慢されている方もおられますので、その場合児童生徒の可能性を自然と閉ざしてしまう可能性もありますので、学校や教育委員会から示していただきたいのです。

最初に戻りますが、防音設備の部屋を利用しない時間に、現在の三笠中学校の学校規模で、難聴の生徒が他の生徒と変わらない支援環境をしっかりと整えることができるのか、疑問は残っています。防音設備が必要な生徒もいますので、これまでもしっかりとした対応を行っていただいているかとは思いますが、最終的にその児童生徒が大人になった時、三笠中学校での学校生活が良かったと思えるよう、改めてそこに通う生徒に合ったハード面・ソフト面含めた支援と環境の対応になっているのか、一度見直していただくことを要望します。

次に、東日本大震災から10年が経ちました。

先月、ナラドット FM 防災クロストークの公開収録に参加した際、ゲストとして参加されていた東日本大震災当時は、現在の女川中学校に勤務され、震災で当時大川小学校 6 年の次女を亡くされた佐藤敏郎さんのお話を聞き、改めて大規模地震が起きた時を想定した避難訓練の重要性を教えてくださいましたので、それを踏まえて、保健給食課長に伺います。

まず大規模地震発生時、各小中高等学校に避難計画があるのか、お聞かせください。

また、各校に避難計画がある場合、その避難計画が実態に沿っていないければ、避難計画は形だけのものとなり、意味を成さないことから、実態に沿った避難訓練の行動が大切で、教職員と児童生徒は常日頃からその避難計画を認識していることが重要であります。

そこで、その避難計画に基づき訓練が実施されているのか、お聞かせください。

▷市立学校における避難計画については、学校保健安全法第 29 条に基づき、全ての学校において「奈良市立学校園安全管理マニュアル」の作成をしている。

▷また、各学校の状況や地域の実態にあわせ、毎年マニュアルを見直し、学校の防災への意識を高めるよう指示している。また、各校の安全管理マニュアルや計画に基づいた避難訓練につきましても、全校で地震や火災を想定し、迅速に対応できるよう訓練を行っています。

災害時の避難は、学校だけで完結するものでもなく、地域や保護者との連携が不可欠と言うことは言うまでもありません。

そこでどのような手法で地域連携や周知を行っているのか、お聞かせください。

▷学校保健安全法第 30 条に、地域等との連携について示されており、本市におきましても、その趣旨を踏まえ、各校でマニュアル作成するなどし、災害に備えているところである。

▷学校長に対し、各学校において各地域にある自主防災組織とどのような連携や地域の実情にあわせた取り組みができるかを踏まえ、各校の安全管理マニュアルの深化充実に向けた準備するよう 4 月校長会にて周知しております。

大川小学校でも「学校園安全管理マニュアル」がありましたが、それを作成することが目的となり、避難訓練でそのマニュアルを遵守した訓練が行われることはありませんでした。教育委員会も提出させることが目的となり、実態に沿った内容のマニュアルが精査することはありませんでした。そのような状況が結果的に多くの犠牲を出すといった人災に繋がっています。このことについては、裁判でも明らかにされています。

また釜石の奇跡と言われている釜石東中学校の生徒の行動は、釜石東中学校の当時の校長先生が先頭となり、東日本大震災以前からマニュアルに沿った避難訓練を行っていたことが、結果的に生徒一人ひとりの脳裏にしっかりと染みつき、3 月 11 日の行動へと繋がっています。それは、その当時在籍していた生徒の証言からも明らかとなっている事実です。だから私からすると、奇跡ではなく、日頃の積み重ねの結果であり、その避難行動は必然で

あったと思っています。

釜石東中学校の例をもう一つあげると、その当時の校長先生は地域との連携も重要視されていました。最初は、地域の方々も何で地域がと協力的ではなかったようですが、継続して取り組んでいく中で、地域の方々の理解も深まり、同時に学校と地域の役割も固まり、その取組結果が釜石の奇跡に繋がった一つとも言われています。繰り返しになりますが、これも日頃の積み重ねの結果であります。

私の調べでも、学校園安全管理マニュアルに沿った地震想定避難訓練かまでは調べられていませんが、奈良市内 12 校の学校のうち 11 校は地震想定避難訓練を実施していましたが、11 校以外の教職員の中からは、8 年間地震想定避難訓練は記憶がない、訓練は火災と不審者対応だと思ふといった声も聞こえてきました。

また、奈良市自主防災防犯協議会の人からは、学校で火災訓練は実施しているけど、地震の訓練は実施していないや、地域との連携も、東日本大震災を経験され翌年に奈良市に赴任された先生が、震災の経験から、地域との連携を訴え、その学校では地域との連携がその年から始まりましたが、その先生がおられなくなると、途端に地域との連携もなくなったとの声も聞いています。

私は、学校安全管理マニュアルに沿った地震の避難訓練を行っていただき、マニュアルを実態に沿った形に更新していただきたい、そして現在は働く親も多くおられることを考えると、地震発生時の対応は学校だけで完結するのではなく、地域との連携も必要不可欠ですので、地域とも連携していただきたい、加えれば、保護者へのお願いもメールなどを活用して、毎年保護者がしっかりと把握できる仕組みを構築していただきたい、佐藤さんのお話を聞き、今後に備え、その 3 点を各学校にしっかりと取り組んでいただきたい強い気持ちがあります。

その 3 点の取り組みができていない事実が見受けられた際には、速やかに学校に対し是正を講じるよう、教育委員会として強い姿勢で対応していただくことを要望します。

次に、災害は、地震だけでなく水害や土砂災害なども含まれます。

そこで、避難計画は各小中学校にあるのか、また避難計画があるのであれば教育委員会はその計画を精査しているのか、そして学校が作成した避難計画が実態に即したのものになっていない場合、実態に即した計画にするよう、教育委員会は指導しているのか、教育総務課長お聞かせください。

▷洪水や土砂災害時における避難のあり方については、水防法及び土砂災害防止法に基づく市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設として定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成が義務づけられている。

▷奈良市地域防災計画において、洪水浸水想定区域内では小学校 10 校、中学校 5 校が、土砂災害警戒区域内では小学校 2 校、中学校 2 校、小中学校 1 校が要配慮者利用施設として指

定されている。

▷こうしたことから、要配慮者利用施設として指定されている学校の学校長に対して避難確保計画を作成するよう令和2年12月に指示をし、令和3年1月から2月にかけて該当する学校から提出された避難計画について、現在精査しているところである。

▷市長部局の防災担当課である危機管理課とも連携し、地域の実情に合った避難確保計画となるよう助言をおこなっている。

現在精査しているということですので、今後先程意見要望で伝えた内容と同等の対応を行っていただくことを要望します。

最後に、前回の観光文教委員会において、児童の命を守るため、奈良市内の小学校・中学校・高等学校の学校現場の教職員が、名札の着用とスニーカー履きの2つを100%身につけるよう、教育長自ら校長会や学校訪問等で徹底した指導をし、今年度内に2つを全教職員が100%完璧に身につけるように指導すべきとの質問に対して、教育長より、ご指摘のこを含めまして学校に足を運びながら、現状をしっかりと把握して指導してまいりたいと答弁をいただいています。

そこでその後の進捗について、教育部長お聞かせください。

▷委員ご指摘の通り、学校現場の教職員が名札を着用し、校内でスニーカーなど踵のある上履きを使用することは、不審者対応、避難誘導など、緊急時の対応において必要であると認識している。

▷当課が行っている各校への訪問において確認したところ、全ての学校が、教職員の名札着用と、動きやすい上履きの使用について、その必要性を認識しているとのことであった。

▷しかしながら、一部徹底できていない状況も見受けられることから、引き続き、教職員の名札と適切な上履きの着用徹底を図り、さらなる教職員の危機管理意識の向上と、校内における児童生徒の安全管理に努めていく。

私の調べによる市内12の学校の実態は、6校が名札の着用徹底、11校がスニーカー履き徹底といった具合で、教育委員会からの指示があっても、特に名札の着用は学校によって差がある一方でホイッスル付き名札にしている学校も1校あり、意識の高い学校もありました。

市内のある学校では、昨年度末、現場の先生の一言がきっかけで、教頭先生がスニーカー履きでない先生に指導し、現在は全ての教員がスニーカー履きになっているとのことでした。

しかしながら、名札の着用も同等の対応を行っていましたが、残念ながら、軽んじている教員が一部おられるようです。

教職員の名札と適切な上履きの着用徹底を図っていただけるということですが、このよ

うな現実があることも考慮に入れて、指導していただき、早期に全ての学校の教職員が名札の着用とスニーカー履きの2つを100%身につけるよう要望します。

併せて、校内における児童生徒の安全管理に努めていく上で、一緒に指導していただきたいことを話させていただきます。

市内のある小学校で、朝、児童を見送りに来て、学校敷地内に入ってこられる保護者が、全く名札をつけていないようであります。

先生が、「おはようございます。失礼ながら保護者の方ですか」と尋ねると、見て分からないのかと、嫌悪感を示されるとのことです。

前回の観光文教委員会でも申し上げましたが、2001年6月5日の大阪教育大附属池田小学校の児童殺傷事件を受け、児童の命を守るために不審者か保護者か業者かを見分けるために教職員自ら名札を身につけることとなっています。

言い換えれば、教職員も学校敷地内に入ってこられる方々が、不審者か保護者か業者かを見分ける必要があります。

このことから、保護者には各家庭に一枚入校許可証が配られています。

しかし現状は、それを付けずに学校に入られています。

スニーカー履きにしろ、名札の着用にしろ、教職員や保護者の気の緩みや油断が危険であることは言うまでもなく、何か事件があってからでは手遅れになります。

全ての学校が各家庭に入校許可証を配られているかは分かりませんが、このことは校内における児童生徒の安全管理に努めていく上で大切なことですので、教育委員会として学校に指導していただくよう要望します。